

国立大学法人東京外国語大学東北地方太平洋沖地震緊急対策本部規程

〔平成23年 3月22日〕
規 則 第 1 号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学における危機管理に関する規程第16条の規定により、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、標記の地震の発生に伴い生じた諸問題へ迅速かつ適切に対処するための組織として東北地方太平洋沖地震緊急対策本部（以下、「地震緊急対策本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 地震緊急対策本部は、次に掲げる本部員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 外国語学部長
- (6) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (7) 留学生日本語教育センター長
- (8) 附属図書館長
- (9) 総合情報コラボレーションセンター長
- (10) 保健管理センター所長
- (11) 企画調整役
- (12) 総務企画課長
- (13) 会計課長
- (14) その他学長が指名する者

(副本部長及び副本部長代行)

第3条 理事（常勤）2名を副本部長とする。

2 理事（総務、企画、人事・労務、施設等担当）を副本部長代行とする。

(所掌事項)

第4条 地震緊急対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 被災した学生等に対する支援に関する事項
- (2) 東京電力が実施する計画停電により生ずる諸問題への対応に関する事項
- (3) 地震により生じた国際交流に関する諸問題への対応に関する事項
- (4) 地震により生じた教務上の諸問題への対応に関する事項
- (5) 後期日程入学試験の中止に伴い発生が予想される諸問題への対応に関する事項
- (6) 広報（学生・職員等の安否確認を含む。）への対応に関する事項
- (7) 上記の措置を講ずることにより生ずる財政支出への対応に関する事項
- (8) その他所要の事項

(専門委員)

第5条 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者を専門委員として加えることができる。

(専門部会)

第6条 地震緊急対策本部は、迅速かつ円滑な対応を進めるため、第4条の所掌事項に対応した下記のグループを置き、所要の検討を行うものとする。

- (1) 被災学生支援チーム
- (2) 計画停電対応チーム
- (3) 国際交流対応チーム
- (4) 教育体制チーム
- (5) 後期日程入学試験対応チーム
- (6) 広報チーム
- (7) 財政対応チーム

2 各グループのリーダー及びリーダー代行は本部長が指名する。

3 各グループ長は、適宜、検討の結果を地震緊急対策本部に報告する。

(庶務)

第7条 地震緊急対策本部に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、地震緊急対策本部に関し必要な事項は、地震緊急対策本部が定める。

附 則

この規程は、平成23年3月22日から施行する。